

第3回

石和町、御坂町、一宮町 八代町、境川村、春日居町 合併協議会会議録

平成15年3月3日 開会

平成15年3月3日 閉会

第3回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会

平成15年3月3日
午後1時30分開議
石和町スコレーセンター

- 第1 開 会
第2 会長あいさつ
第3 合併協議会委員の変更について
第4 議 事
 (1) 協議事項
 協議第1号 合併の期日について
 協議第2号 新市の名称について
 協議第3号 新市の事務所の位置について
 協議第4号 その他
 (2) 報告事項
 報告第1号 総務・企画小委員会の審議経過について
 報告第2号 産業・経済・建設小委員会の審議経過について
 報告第3号 住民小委員会の審議経過について
 報告第4号 教育小委員会の審議経過について
 報告第5号 その他
第5 次回の協議会日程について
第6 その他
第7 閉 会

開会 午後 1時30分

司会（風間喜久雄君）

委員の皆様方、本日は大変ご苦労さまでございます。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます、石和町役場の風間でございます。

よろしくお願い申し上げます。

始めに、開会にあたり相互にあいさつを交わしたいと思っておりますので、恐れ入ります、ご起立願いたいと思っております。

相互に礼。

ご着席ください。

ただいまから、第3回石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会を開催させていただきます。

3人の委員の皆様方から、本日の会議に欠席のご連絡をいただいております。

それでは、次第によりまして会議を進めてまいりたいと存じます。

まず、会長のあいさつをいただきます。

協議会の会長でございます荻野石和町長さん、よろしくお願いいたします。

会長（荻野正直君）

皆さん、こんにちは。

大変な雨の中、またお忙しい中、万障お繰り合わせをいただきまして、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

3月に入りまして真っ先のニュースといたしまして、新南部町の誕生、そしてまた、4月1日には南アルプス市の誕生ということで、私たちにとりましては大変参考になる、あるいは興味深いニュースでございました。

私もいろいろと勉強させていただきたいなと、かように思っております。

気候のほうも、だいぶ日中は暖かくなりまして、梅の花の便りもいろいろなところから聞こえまして、だいぶ春めいてまいりました。文字どおり春夏秋冬の四季のサイクルが始まる季節である、ということを感じる今日この頃でございます。

この時期になりまして、各町村におかれましては3月の議会の準備等、大変お忙しい時期でございますけれども、そんな中、本日、第3回の合併協議会ということでお集まりいただきました。

よろしくお願いしたいと思います。

さて、本日の協議の内容でございますが、特に重要であります合併の期日でございますが、あるいは新市の名称、あるいは事務所の位置等の問題について、本日の協議会の課題としていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

また、事務事業のすり合わせのために、4つの小委員会が設置されているわけでございますが、そこでも大変熱心に着々と準備が進められておるよう聞いております。本日は、この審議状況の報告をされると聞いておりますけれども、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方からいろいろなご意見をいただく中で、決めるべきものはしっかり決め、少しでも前に進めていきたいなというふうに考えております。

どうぞよろしくご協力のほどをお願い申し上げます、あいさつに代えさせていただきます。

大変ご苦労さまでございます。

よろしくお願い致します。

司会（風間喜久雄君）

ありがとうございました。

次に、本日の次第の3番目でございます、合併協議会委員の変更についてでございますが、事務局からご報告をさせていただきます。

事務局次長（宮島茂君）

報告をさせていただきます。

資料の4ページでございます。

私がお名前をお呼びしましたら、恐れ入りますがご起立をお願いいたします。

変更する委員さんですが、第2号委員ということで町村議会議長、春日居町議会議長 小川一美様に代わりまして山本富貴様。

続きまして、第3号委員、町村議会の議員、春日居町議員代表 金子満郎様に代わりまして山崎光世様。

最後に、第5号委員、町村の学識経験者、境川村の桑原強様に代わりまして宮川一英様。

以上でございます。

司会（風間喜久雄君）

続きまして、議題の4番目でございます、議事に入らせていただきます。

協議会規約第9条によりまして、議長につきましては会長にお願いしたいと存じますので、荻野会長さん、よろしくをお願いいたします。

議長（荻野正直君）

それでは、規約によりまして、会長が議長を務めるということでございますので、議長を務めさせていただきます。

よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項第1号 合併の期日につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局次長（宮島茂君）

事務局からご説明させていただきます。

資料の5ページでございます。

今後、協議会で協議するにあたりまして、この資料5ページの様式で提案したいと思います。

具体的には6ページになります。

合併の期日ということで、一部新聞によりますと、16年の12月1日ということで、一応流れてはおりますけれど、あれはあくまでも事務局の案でございます、正式にはこの合併協議会で期日を決めるということでございます。

合併期日の決定の理由ですが、合併協議会においてどのような素晴らしい市になるのかを協議していく上で、具体的な期日を設定したほうが、スムーズに協議が進み、新市将来構想及び新市建設計画なども目標を持って早期に策定できるのではないかと、そういう観点から期日を設定するものでございます。

合併期日設定の考え方ですが、そこに(1)(2)(3)とありますが、(3)の住民サービスや各種事務の執行などにできる限り支障の少ない時期・期日を想定して定めることが望ましい。このへんがポイントではないかと思います。

そして、(4)町村長や議会の議員の任期ですが、合併の期日を変なときに決めると、例えば、合併から3日後に首長の改選とか、いろいろありますので、そのへんも視野に入れなければならない。

町村長さん、議会の議員さんの任期を見ますと、16年の秋ころなら支障がなくいいのかなと、そんなようなことがうかがえます。

先進地の事例でございますが、真ん中に岩手県の北上市から始まりまして、ずらっと書いてありますけれど、4月1日のところもあれば、静岡県の場合は5月1日、茨城県の場合は3月3日、必ずしも1日という日にこだわってはいないのです。そのへんがうかがえるのではないかと思います。

そして、資料をめぐっていただきまして、これは前にお示しをしております。あえて平成16年度のところが月日が入っておりません。この16年のいつの日かに合併ということでございますが、合併するためにはいろんな、対県、また県から総務省へ、そういうやり取りがございます。そのへんの説明をさせていただきます。

めぐりまして、資料の8ページをお願いしたいと思います。

対県、対総務省の関係の「合併の手続きの概要」でございます。

内協議から始まりまして、町村から県へ、県から総務省へと、そして、内協議の回答、それが3週間程度かかるといわれております。

各町村で合併協定書の調印がございまして、各町の議会で廃置分合の議決、それから、合併申請書の作成、知事に提出、それから県から総務省へ正式協議、総務省から県への回答、それが大体40日くらいかかるといわれております。

それを受けまして県議会の議決、県において廃置分合の決定、市の設置について届出、それから、総務大臣の告示を受けて、ここで合併の効力が発すると、それが大体40日くらい。通例では1カ月以上とっていますから、合わせますと大体70日くらいかかるのかなと思います。

それから、合併になりますと即、首長が失職しますから、50日以内に選挙があり、そして新市長が決まる。

ここで、望ましい期日ですけれど、事務屋の立場から言いますと、合併の成立した日から、例えば、住民が支所へ住民票を取りに行きますと、その日から新しい市の名前で、また、新しい職務執行者の名前で住民票を交付しなければなりません。現在、住民票とかそういうものは全部電算処理をしておりますから、できれば連休明けの月曜くらいがやりやすいんです。と言いますのは、土曜日、日曜日に電算システムの試運転をやります。そんなような都合もあります。

この中においてポイントというのは、県議会の議決とありますが、ここがポイントだと思っております。と申しますのは、県におきましては、2月、6月、9月、12月と定例県議会があるのですけれど、臨時議会は原則的にしてくれません。したがって、県の議会の、例えばの話、6月議会に間に合わせるのか、または12月議会に間に合わせるのかということで、その2つの考えがあります。

県の6月議会にかけていくとしますと、そこから大体1カ月、プラス40日ですから70日くらいになります。ちょっとこれをめぐっていただきまして、カレンダーを9ページに付けておきました。県の6月議会にかけるとしますと、6月議会といっても6月の末から7月にかけて行われますから、そこから大体70日程度といえますとほぼ10月になります。新市の発生と同時に、さっき言いましたように、電算システムとかそういうものもチェックしながらやらなければなりませんので、10月ですと10月12日の火曜日が非常にいいのではないかと。9日、10日、11日の3連休がありますから、ゆっくり、しかも正確に電算システムをチェックして、スタートと同時に間違いなく住民票やら何やらを交付できると、そういう話になります。

ちなみに、もし9月議会にかけるとしましたら、どういう形になるかと言いますと、9月、10月ですから、このカレンダーでいきますと11月、12月の末か、または1月の頭と、年変わりの非

常に忙しい時期になってしまう。10月12日の場合ですと、例えば、新しい市の予算を作るのに、11、12、1、2、3月と日にちがありますので、慎重に作っていくこともできるのかなと、そこらへんがあります。私ども事務局からは、僭越でございますけれど、当面目標として10月12日を合併の期日の目標としたらいかがかと、そういう提案をさせていただきます。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

ただいま事務局より合併の期日につきまして、詳細にわたりましてご説明をいただきました。

皆様方からご意見をちょうだいしたいと思います。

いかがでございますでしょうか。

どうぞ。

委員（原田徹君）

合併の日にちにつきましては、たぶん事務局で検討しているとは思いますが、その前に、町村長さん方等も以前協議したという話もちらっと聞いているわけですが、そのへんの話も全部済みながらというお話なのかどうか、ちょっと確認いたします。

会長（荻野正直君）

実は、この前におります6町村の町村長が集まりまして、この件については事務局から説明を受け、そしてまた意見も申し上げ、そして、皆様にお諮りする前に検討もさせていただいております。その中で、結論的には今事務局のほうからご説明申し上げましたとおり、最初の予定ですと12月うんぬんというような日程が挙がっておりましたが、合併して新市が誕生してからのスケジュールをみますと、できるだけ年末に近づかない日にちがよろしいのではないかと。それから、新市が誕生して新年度の予算につきましては、やはりできるだけ、完璧とはいきませんが、あるべき形で4月1日が新年度として迎えられる体制をつくるのには、やはり秋の10月中旬くらいがいいのではないかという意見が大勢を占めまして、その中で今事務局から説明しましたように、10月のコンピューター等の事務手続きの都合もございますから、10月12日がよろしいのではないかと、うふうにお話が出ております。

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでございますでしょうか。

もし、皆様方にご異存がなければ、本日ここで、今提案のとおりをお決めいただくか、あるいは、ご異論がなくても、それぞれの町村議会あるいは町村に持ち帰って、再度ご協議いただき、そして、次回の協議会で決定すると、この2つの方法があると思いますが、いずれの方法がよろしゅうございますでしょうか。

はい。

委員（山崎光世君）

今の案をもう少し、8ページの表でタイムスケジュールを入れてみるとどうなるのか、それをお示しいただきたい。心配するのは、一番上の内協議のところでも、新市建設計画についても事前協議ということで、ここまでにどのくらいの時間があるのか少し不安なので、今の案にした場合のタイムスケジュールをお示しいただきたい。

議長（荻野正直君）

事務局お願いします。

事務局次長（宮島茂君）

その前にもう少し丁寧に、すみませんでした。

7ページをお開き願いたいと思います。

あと一度繰り返しになるかもしれませんが、この表の説明をしたいと思います。

7ページのこれが事務事業のすり合わせやら新市の将来構想やら、そこらへんのスケジュールになっております。

今の時点は、今日は3月ですから、14年度の3月の今の時点でどういうことになっているかと言いますと、新市の将来構想の基礎調査を実は終わりました、山梨総研と県の市町村課われわれと一緒にやっているんですが、3月の中旬に将来構想調査報告書が上がってまいりました。それを受けまして、今度は、この合併協議会の中で将来構想を4月、5月、6月くらいで作り上げていきます。この将来構想をダイジェスト版にしまして、15年8月には全戸配布をして、なおかつ説明会を町村ごとにします。そうした上で、11月くらいに住民意向調査、住民の合併に対する意向なんかも調査をしたい。併せて、将来構想から新市の建設計画にとりかかっていきます。それが15年度の、このスケジュールでいきますと1月、2月、3月くらい。つまりどういうことかと言いますと、15年度の3月中には事務的なことはみんな終わらしたいと、そういうつもりのスケジュールです。そこから先、16年度は対県、または対総務省の続きがありますので、それが8ページの私が言ったこの表に代わってきます。

ですから、事務的には十分できる、大丈夫という判断のもとに、まず県の6月議会で上げてもらおうと。6月議会に上げてもらえば、必然的にそこから70日、80日という話ですから、10月くらいになるのかなと。では10月のいつが一番いいのかなと考えると、当然、さっき言いましたように、合併のスタートのその日から新しい市の名前で、しかも新しい職務代理者の名前の判子をついた、住民票などを出さなければならない。とすれば、10月12日が火曜日ですけども、前3連休がありますので、電算のチェックも慎重かつ正確にできる。別に1日という日にこだわらなくても、このほうがいいのかなと、そういう提案でございます。

よろしいでしょうか。

議長（荻野正直君）

はいどうぞ。

委員（山崎光世君）

もう少し確認させてもらおうと、16年度のところの3つ目に町村議会の議決がありますね。これがそのまま素直に見ると6月議会へ出さないと、臨時でやれという考え方なのか。町村議会の議決を経て、今度は県議会までの日数を勘案すると、6月議会では、この表を素直に見ると、どうもつじつまが合わないような気がするが。

事務局次長（宮島茂君）

すみません。

8ページの表で石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の町村議会において廃置分合の議決、これは3月から5月の頭くらいに、臨時議会になるのかなと、そう考えております。あとはその流れていく。だから臨時を想定しているということではよろしいですか。

議長（荻野正直君）

よろしゅうございます。

ありがとうございました。

ほかに何かご質問等、あるいは、先ほど私が申し上げました、ここで決定してよろしいか、あるいは、各町村にもう一度持ち帰って次回の協議会で決定するのがいいか、そのへんについてご判断をいただきたいと思います。

委員（祖父江正君）

私は、今、会長のほうからご提案いただいたと言いますか、両方のどちらかを取れというふうに聞こえますけれども、この委員会というのは、すべてここで決めていくと、こういう姿勢でないと、確か事が重要だから、あえて議会の議決をというお考えは大変ありがたいと思いますが、6町村の議会が、もしこの日付をまちまちにしたと、こういうことになると、やはりこの合併が遅れていくのではないかと。それを考えますと、今日ここで皆さんにご同意をいただいて、先ほどの事務局の案でしていくことが一番いいのかなと考えています。

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでしょうか。

委員（山本富貴君）

今日初めて出て来て、急遽合併の期日を決めるというお話ですが、当初、私どもも12月の初旬くらいの話ではないかと思っておりました。今日聞いて、約2カ月くらい早くなるというのですが、その間の事務的な処理は完全に終わるのかどうか、この1点さえ確認できれば私どもも、今日ここで決めたいという案が多ければ結構ですが、その1点だけを確認いたします。

事務局次長（宮島茂君）

先ほどの7ページの説明でしましたけども、事務的には、15年度中に終わらすということですから、終わっております。大丈夫です。

議長（荻野正直君）

よろしゅうございますか。

ほかにいかがでございましょうか。

委員（志村勢喜君）

先ほど、八代の議長さんがおっしゃいましたように、これはそれぞれ持ち帰っても、各町村でまた同じ議論となる。やはりそれぞれの町村が都合があるわけですけど、それはここで同じ場所ですり合わせをしていかないと、それを目的として事務事業を小委員会、あるいは、それぞれの部門ですり合わせていただくということで、それを目的に進めていくということですから、一応、事務局がご相談いたしました6月議決、10月新市合併ということで、私はよろしいのではないかと思います。持ち帰ってもまたこの場所へ持って来て、それぞれ違ってしまうと、またいつになっても決まらない、そんなふうに思います。

議長（荻野正直君）

どうもありがとうございました。

意見を集約いたしますと、10月12日を目標として決めていいというふうなことで、合併の期日につきましては10月12日に決定させていただきます。

よろしく願いいたします。

それでは、次に協議事項の第2号に移ります。

新市の名称につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

事務局から説明をさせていただきます。

資料の10ページになります。

新市の名称について、これが提案なんです、具体的には11ページでございます。

調整の方針としまして、案ですが、新市の名称の選定方法については、次のような方法がある。

案1は、合併協議会において、歴史や地域特性などを踏まえた新市の名称の候補を取りまとめ、

合併協議会だよりや各町村広報紙を通じて周知を図り、住民の意見を聞く中で、最終的に合併協議会で決定する。

案2としまして、公募や各町村合併研究会等の意見を聞く中で、合併協議会において新市の名称の候補を絞り込み、合併協議会だよりや各町村広報紙を通じて周知を図り、住民の意見を聞く中で、最終的に合併協議会で決定する。

案1、案2の違いというのは、すべてをこの協議会だけでやってしまうというのが案1、案2は、そうはいつでも公募をしようよと、それが案2でございます。

基本的な考え方ですけど、新設合併は、2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うものであり、合併関係市町村、これは合併前の市町村の事ですが、合併関係市町村の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生するものである。よって、新しい法人格を有する新市の名称を定める必要がある。なお、名称の定め方については、法律上特に規定がないことから、基本的には自由ですよと、そういうことでございます。

右のほうの先進事例のほうにちょっと目を移しますと、この間、講師に呼びました篠山市では、読んでいきますと、具体的な名称決定では紛糾した。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、町長会において定着度・歴史・知名度・住民公募の結果・一体感醸成の観点から最終的に決定した。

西東京市の場合ですと、やはり住民公募をしています。10点まで絞り込み、その後やってきた。

あさぎり町においては、一般公募の後、小委員会を設置した上で、応募の中から新町名候補選定小委員会、こういう小委員会をつくったということですね。5点に絞り協議会に提出し審議したところ、全会一致でうんぬんかんぬんと。

私ども県内の南アルプス市においても、やはり一般公募の後、小委員会を設置して、その中から選んだ。

これを見ていきますと、先進地の事例で言いますと、小委員会みたいなものをつくって、公募して何点か絞り込み、その小委員会で検討する中で決めていったと、そんなものが多いようでございます。

ここでは、新市の名称について、どういう方法で、どんな考えで決めるべきかと、そのへんを決めていただきたいと思います。

それから、合併協定項目はいろいろありますが、合併協定項目の16番に、町名・字名の取り扱いというところがございます。ちなみに、6首長さんの調整会議というのをやっておりますが、そこでは、こういうことが意見集約されております。

今、この地域は、例えば東八代郡石和町市部何々と、そうある。石和から始まって春日居まで、それぞれかなり重いブランドを背負った町村名でございます。極力そういうものは消すべきではないと。例えばの話、何々市石和町市部何番地。例えばの話、何々市八代町北何番地。これは町名・字名の取り扱いですが、そういうのがいいのではないかと、そのへんで意思統一はされております。ですから、何々市の部分をどういう方法でどういう考えで今後決めたらいいのか、そのへんをご協議願えればと思います。

以上です。

議長（荻野正直君）

ただいま事務局より、新市の名称の選定方法につきまして提案がございました。

皆様方のご意見をお願いいたします。

お願いします。

委員（永野一彦君）

今回の合併に対しましては、住民の意見をじっくり聞きながら新しい、素晴らしい市をつくるという基本でございますので、公募をいたしまして、各首長さん方が小委員会委員になって、その中で最終的に決めたほうが良いと思います。

ただ、公募しますと、非常に多く集まると思うわけですので、その小委員の中で何点が集約しまして、その中で小委員会へ諮りましてご決定を願いたいと思います。そういう形でやってもらいたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（荻野正直君）

今のご意見でちょっと確認しますが、小委員会そのものは、6町村の町村長でいいということでございますが、そういうご提案でよろしいですか。

ただいま、ご提案いただきましたのは、小委員会をつくって、公募して小委員会の中でお決めいただき、この全体協議会に諮っていただきたいと、そういうご意見でございますけども、いかがでございますでしょうか。

はい。

委員（志村勢喜君）

先ほど、事務局の説明で、例えば、今の東八代郡を何々市石和町とか、御坂町とかというふうなことは考えていますと、そんなふうなお話がありました。

実は、石和町でも町の合併検討協議会がありまして、過日のその検討会議の中で、新市名についてという協議をしたわけですが、今の構成町村はそれぞれ歴史も文化も、あるいは産物にしても、それぞれ特色を持っているということで、私どもの検討会議の中で、当然これは石和町の合併検討会議ですから、石和という名前は残してもらいたいなと、いうふうな意見も実はたくさん出ました。

これは恐らくどの構成町村も、それぞれ町村へ帰れば、委員さん方からはそうした意見が当然出てくるのではないかと、いうふうに思うところであります。

ですから、そういう点で、また持ち帰って当然どういう形にいくか、この合併協議会の中で検討していただくわけですが、ただ、今言うように公募方式をとるとか、あるいは、公募の中で出てきたものをどうのように集約していくのか、今言うように、それぞれの町村名を使わない市の名前にするとか、そういうところへんをちょっと意見統一しておかないと、持ち帰れば当然、例えば、御坂町にしても一宮町にしても、春日居町にしても、境川村にしても八代町にしても、それぞれみんな思い思いのあれがあるわけですから、私はまず、例えば、公募方法を取るとか、あるいは、新市名については旧町村名を使わないとか、というところへんを意見集約していただけたらと思っています。

議長（荻野正直君）

ただいま、ご意見をいただきまして、今の町村名を残した形で新市の名称を公募したらどうかと、こういうご提案だと思います。なおかつ、あるいはもっと極端に旧町村はまったく使わないようにして新しくつくる方法か、どちらか決めてほしいと、こういうご提案でございますが、いかがでございますでしょうか。

失礼いたしました。

今の提案は、新市名に旧町村名を頭には使わない。ただし、新市名の中に旧町村名、いわゆる今は東八代郡何々町となりますが、何々町は残して東八代郡というところを市に変えるという方法でいかがかと、こういうふうな受け取ってよろしいですね、というふうなご提案でございます。

いかがでございましょうか。

どうぞ。

委員（中村長年君）

新しい市の名前は、6町村の名前は使わないと、使えないのではないかと私は思っております。

例えば、石和市石和町何々、これでは市町村という自治体の組織のものでなんだろうと、ちょっとそんな気がしました。

したがって、一般公募をお願いするというのは、新しい市民になる住民の方から応募していただくというのが、これが一番いい上等のスタイルではないかと思えますし、それから、基本的には新しい市ですから、旧町村は度外視だと受け止めております。

それにしましても、何々市何々町と、私は境川村で、村が1つなんです、何とか市境川村といくのかなと、そのへんがちょっとどうでしょうか、自治体の一つの組織の団体として、市町村というとらえ方をどのように受け止めたらいいのかなと、ちょっと迷っていますから、そのへんちょっと分かりましたら併せてお聞きしたいと思います。

議長（荻野正直君）

ありがとうございました。

それでは、事務局でそのへんのところを。

事務局次長（宮島茂君）

例えば、何々市境川町で、村が町になるということではありません。一つの行政の自治体として村が町になるということではなくて、名前ですから、例えば「何々市境川町」、それは可能です。

そういう問題は、字名という問題ですから、議論の場所はあるかと思えますけれど、境川村、村が1つだから心配だということでしたけれども、それは大丈夫でございます。

議長（荻野正直君）

今の説明でよろしゅうございますか。

どうぞ。

委員（山本富貴君）

春日居としましては、春日居町は残していただきたいというのが第1の提案です。

それぞれ歴史のある町をこれまで背負ってきておりますので、それはそのまま残しておくほうが、いろいろのために都合がいいのではないかと。私どもの商工会等も、ぜひ町名は残しておいてほしいという要望もありますので、それらも要望しておきます。

議長（荻野正直君）

ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ。

委員（相澤正子君）

一般公募で行うということは賛成でございますが、この先進地事例の中にもございますが、23のうち14は古い市を使っているわけです。そのへんには別にこだわらないで公募をしたらどうかと思います。

よろしく申し上げます。

議長（荻野正直君）

どうぞ。

委員（竹下光広君）

新市の名称ですが、この合併協議会というのは基本的に対等合併ということであり、それから、もう既に何々市石和町、何々市御坂町ということは、残そうということで議論があったようでございます。対等合併という意味合いからして、合併前の旧町村名は使わないほうがよろしかろうと思います。ただ、今意見が出ましたが、その後におきます、何々市何々町の扱い方については、その町、旧町村に任せるという方向でまとめ上げていくべきだろうと思います。

なぜかと言いますと、南アルプス市におきましても、芦安だけは旧を使っております。だけどもほかのところはそれを捨てている。やはりそれぞれの町村の実情があるだろうと思います。

そんなことから、基本的には対等合併であるという意味合いからして、合併前の旧町村名は使わないということで集約をしておかなければ、住民への公募もそこにいろいろ問題が生じるという基本原則だろうと思います。

それと、一般公募と住民公募であります、どちらをとるかということです。一般ということになりますと広く全部からとるのが、それとも住民公募ということになると、6町村の形成する住民からとるのが、そのへんの意見集約をしておかなければ、それぞれの町がそれぞれの協議会へ持ち帰っても、説明ができなくなるということでございますので、そんな意見集約をお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（荻野正直君）

ただいま、ご提案いただきました件につきまして、旧町村名は頭には使わないということにつきましては、皆さんご異論はございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

ご意見がございませんようですから、新市の名前については、旧町村名は使わないということで、これは決定とさせていただきます。

次に、今ご提案いただきました、公募する場合には一般公募なのか、あるいは6町村内にとどめるのかと、この問題でございますけれども、その前に公募による決定のほうがよろしいかどうか、これからお諮りしたいと思います。

いかがでございましょうか。

はい。

委員（原田徹君）

先ほど、永野さんのほうから出ましたとおり、私は大勢の方々がこの問題に関心をお寄せいただくという意味も含めまして、当然公募にすべきだろうと一つ思います。

それから、もう1つあとの問題ですが、一般公募ということになるのですが、これは自分たちの住んでいる市のことでございますので、できましたら、自分たちの住んでいる市民、いわゆる新しい市民になる町村の皆さん方に公募をかけまして、その中の集約をまた細かく審議していくというほうほうがよろしいではないかと思えます。

全国ということになりますと、正直申し上げまして、山梨県内といいましてもこの事情が分かりませんし、また、それ以上広くということになりますと大変なことになりますので、できれば、ここに住む、私たちがこれから住む市でございますから、自分たちで決めるということがいいのではないかと思いますので、そのへんで集約できれば、私は思います。

議長（荻野正直君）

ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

お願いします。

委員（山崎光世君）

公募の対象者ですが、うちの前の小学校2年生の子に頼まれてきましたのでぜひ、住民なんてそんな難しいことは子どもは言いませんけども、範囲は一般ではなくて住民でお願いしたい、年齢制限を設けないでいただきたい。その女の子も案を持っていますので、ぜひそれを新しい市に使ってほしいという希望を持っています。そうした声が生かせるように年齢制限はしていただきたくないと、お願いします。

議長（荻野正直君）

どうぞ。

委員（小林嶺生君）

私は、今、御坂で出た6町村でというのに少し違う考えを持っておりまして、せっかくこうやって6町村が全国に誇れる地域でございまして、また、全国に合併と特産、その他地域性を知らしめして、新しい市の名称を決めてもらうというような、PRも兼ねて全国公募にしたらどうかと思います。歴史的にも、こういうものへ応募する方々には、それぞれ研究熱心な方がございまして、この地域を知らないなんていう人は名前を付けて応募しないと思いますので、興味を持っていただいて、また、新しい市の生みの親が来県しようと、このようなことになれば、いろいろな面でプラスになると思いますので、全国的に公募していただきたいと思います。

議長（荻野正直君）

ありがとうございます。

どうぞ。

委員（佐藤泰雄君）

先ほど、旧町名はそのまま残したいという原案には大賛成です。そこで、町名を使わないまったく新しい市の名前にしようというのですが、例えば、セコイ話ですけど、「いろはにほへ市」というふうに、6町のどこかをとって使うという名前もけしからんというのか、まったく旧町名は全然使わないのか、そのへんをはっきりしておいてもらいたいというのが1つ。

それから、公募の件ですが、全国的に興味を持っていただくという事はいいことで、先ほどの方の意見に賛成です。ただ、皆様方の考えで、最後に2つ残ったような場合とか、あるいは、一番よかったのがよそからいただいた名前だと、そういうときに県内とか町内ということでもいただいたものが、ちょっと格好が悪いというような、そういう考えがなければ、皆さんが広い気持ちでおありならば、全国的に公募するのはかまわないと思います。まったくそういう条件を付けないということですね、最終的に、一番よかったものにする。あまりそういった小さい考えにこだわらないならば、公募にする。まったく新しい市ですから、旧町名は部分的にも一切使わないということをはっきりして、新しいスタートにしたらいかがかと思います。

議長（荻野正直君）

今ちょっと私に理解できない部分の一つありまして、旧町名は使わないということは先ほど決めたのですが、今おっしゃった意味は、その語句の中にそのことを入れるか入れないかと、そういう意味でございしますか。

委員（佐藤泰雄君）

全然引かからないということですね。

要するに、新しいどこかの市のように、新しい市の少しずつとって、そして新しい名前にすると

というようなこともやめましょうと。要するに、石和、春日居、境川、そういう字が全然使われないという形で進みましょうと、こういうことです。

議長（荻野正直君）

ありがとうございました。

今の件につきましては、公募をしていきますから、どんなものが出てくるかですが、審査基準の中にそういうことを入れておけばいいと、こういうことでございますね。

ほかにいかがでございましょうか。

はい。

委員（落合輝政君）

今の質問は、地名を使わないということは、何々市春日居町という「春日居町」ということを抜けということでしょうか、違うでしょうか。

そしたら、一般公募でいいと思います。

議長（荻野正直君）

それでは、今、公募の中で2つ意見が出ているわけですが、6町村に限った中で年齢無制限でやったらどうかというご意見と、それからもう1つは、6町村にこだわらないで全国から募集したらどうだろうかという、2つのご意見に分かれているわけですが、いかがなものでしょうか。

どうぞ。

委員（宇佐美常春君）

それぞれ大変、大きな気持ちでというようなお話も出たようでございますけど、やはり住民というのは、新しい市に大変希望と光を持って望んでおります。ということでございまして、やはり6町の住民から公募して、小委員会へかけて決めていくのが、私はいいのではないかと思います。

よろしくお願いします。

議長（荻野正直君）

どうぞ。

委員（新田治江君）

私も、今の意見に賛成で、やはり自分たちでつくる市ですから、自分たちで責任を持って、そして、自分たちが楽しくなるような合併をしたいので、この6町村で全国には出さないで、自分たちの名前は自分たちでしていったらいいと思います。

そして、年齢は小さい子ども未来を背負っていく子どもたちですので、年齢は制限しないで幅広い層から募っていただきたいと思います。

議長（荻野正直君）

ありがとうございました。

どうぞ。

委員（中村春樹君）

2つの案が出ておりますから、私から言うとちょっとどうかと思いますけれども、あちらを立てればこちらが立たず、こちらを立てればあちらが立たずで、両方立てれば身が立たないということですが、小異は捨てて大同に立つということも非常にいいかなというふうに思っております。

したがって、最近、各自治体ともホームページ等を作成いたしまして全国に発信しております。したがって、すべての町村の文化とか産業とかそういったものは、どこの県にいても恐らく分かると思います。特にそういったネーミングを出してくる応募者は、そういったものを研究しながら

ら出してくると思います。

そういったことですので、ぜひ全国へ発信して6カ町村の名前を市になる前に売る必要もある、それも一つの手段であるというふうに思っておりますけれども、それぞれ皆さん考えが違いますから分かりませんが、私は全国の公募、年齢制限なしのほうがよいのではないかと考えております。

議長（荻野正直君）

どうもありがとうございます。

協議性でございますから、賛成・反対なんていう形ではなくて決めさせていただきたいと思いますから、ちょっと時間をください。

議長（荻野正直君）

すみませんでございました。

実は、前におります6町村長は、毎月第4金曜日に合併問題について、それぞれ意見交換をさせていただいております。

先ほどのご意見の中で、小委員会にお任せするから、その中で方法について一部決定してほしいというご意見等もいただいておりますから、今、ここでちょっと協議をさせていただいた結果をご報告申し上げます。

まず、先ほどいただきました、公募をするということについて、どういう方法でいくかというのは、この小委員会にお任せいただきまして、そして、次のこの合併協議会にご提出申し上げるといふような方向にさせていただく。なおかつ、それぞれご意見は各町村で町村長のほうにも、ご意見がございましたらいただければと、こういうような方向でいかがでございましょうか。

よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、新市の名称の選定方法につきましては、今、ここで決定したことは、(3)公募による場合という流れの中で、公募については、現在の6町村の名称を市には入れないということでは、決定をいただきました。そのほかにつきましては、小委員会のほうにまずお任せいただいて、その中で案をつくりまして、皆様のほうにご提示申し上げるということで……。

委員（古屋隆雄君）

公募で出た取り扱いの仕方を公募数の多いものに決めるのか。また、篠山市のように、公募をしたけれども、最後は町村長の協議で決めたということではありますが、そのへんの公募の取り扱いもぜひ決めていただきたいと思います。

議長（荻野正直君）

かしこまりました。

今、ご提案いただきました、公募されたものをどのように選定していくかということについても、小委員会の中で方向を出してほしいと、こういうご意見でございますから、承りました。ありがとうございます。

では、そんな方向でさせていただきますから、新市の名称……。

どうぞ。

委員（小越寿々務君）

先ほど、市名のこと取り上げられているわけですが、その中に今、それぞれの旧町村名は市名の中へ入れないということが、確認されているわけですが、ちょっと考えていただきたいことが1つあるのですが、入れないというのは、文字一字一字を入れないというのか、それとも、全体を入れないのか、そのへんを確認しておかないと、ちょっと考えられることを考えていただければ

すぐ分かると思いますが、それ以上は言いませんけれども、そんなことをちょっと確認をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（荻野正直君）

もうちょっと具体的に説明を、字を入れないと・・・もうちょっとそのへんの説明をお願いします。

委員（小越寿々務君）

それでは、はっきり、私は自分なりに思っていることは東八代市がいいと思っているわけです。そうなりますと、八代という町の名前は入れないとすると、これは私の考えていることすべてだめになってしまうということになるわけですけど。

以上です。

議長（荻野正直君）

大変難しい、確かに八代は入っていますけど。

どうぞ。

委員（新田治江君）

小委員会へ持っていくという話ですけど、でも、ここにいる方たちが、大半がどんな意見を持っているのか、でもそちらで分かっていないと思いますけども、皆さんがどんなふうに思っているのか。今何人かくらいしか意見を聞いてないのですが、分かっていないと小委員会へ持っていっても困るのではないですか。もっと皆さんの意見も聞いてもらいたいと思います。

委員（竹下光広君）

聞いていて、こういうことではないかと思います。

それぞれ応募をする段階で、旧町村名を入れないということは、それぞれの6つの町村名は入れないということだと、私は理解しております。

その中で、東八代市を応募するか、しないかは応募する人の考え方で、私どもが一番危惧しているのが、仮に春日居と石和の文字で「かすわ市・春和市」となったとき、「春」という字を入れるか、石和の「和」を入れるか、それをどういう方向でもっていかということでありますので、そのへんもどうでしょうか、小委員会のほうへお任せするということで、ここで協議はできないと思います。

今言ったことが2つだと思います。それらも踏まえて、町村長さん方とにいろいろ意見をまとめてもらって、事務局と、それでもう一度出してもらおうということで、私はそういうように提案したいと思います。

議長（荻野正直君）

その前に、女性の方からご意見をいただきました。みんなの意見を聞いてもらいたいという、もうちょっと具体的に言っていただけますか。かなり皆さんにどういう方法がいいか、方法論について伺っているつもりですが、もうちょっと説明してください。

委員（新田治江君）

全国公募と地域だけの公募とか、この中の人たちは大半がどんな意見を持っているのか、全体的な意見もちょっとみておいて、また小委員会へ進めていってもらいたいとも思います。

議長（荻野正直君）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局次長（宮島茂君）

今のご意見があったものですからちょっと、実は、いろんな意見をお聞きしました。小委員会という話もありました。その中で、公募の要領とかそういうものも作らなければいけないなど。そういうものを作った上でお示しして、そこからスタートなのかなと思っております。

ただ、小委員会というのは6首長の調整会議でいいのか、または、この中で6首長プラス皆さん方の中から、例えば希望者を諮って小委員会をつくるのか、小委員会とはなんぞやと、そこらへんだけ確認していただければ、今日お聞きしたことを事務局でまとめて、応募要領なんかも作って、ちゃんと規則を決めて、そして、あと一度お諮りをして、それでよければそこからスタートと、そんなふうに考えておりますけど。

議長（荻野正直君）

ただいまの事務局の提案の中で、小委員会というのは、先ほどこの中で6町村長の小委員にお任せをすると、いうふうに承っているんですけども、改めてまたそういう提案があればまた別ですけども。

（「調整会議と言っていたら」の声あり）

そうですか、失礼いたしました。

どうぞ。

委員（飯田章雄君）

話が一応まとまっていったところを蒸し返すようで申し訳ないんですが、14ページの資料を見てみたら、例えば、身近で南アルプス市ですと、旧町村、例えば春日居町は外して支所という、あるいは所管の区域というふうなところへ残しておいて、市のあとに部落名が入ってくるというやり方になっています。

先ほど、事務局からの話の中で、ここまで一応話をしてもらった中で、旧町村名を残すか、残さないかということは、もう少し検討したところで方向付けをしていただいたほうがよかったかなと、こう思います。

現実的に行政が動くようになった場合、市の次にくるのが町長ではないですね、区長になるわけでしょう、現在の。となると、ここへ町名を入れてきますと、なんか有名無実といってしまうか、ただでも今、例えば住所表示、住民番号というような形で省略化して、どんどん簡単に、郵便確認も楽のような状況になっていますが、旧町村を入れますと長くなってしまいうような感じもするわけですし、でき得れば、南アルプス市のようなものの考え方も、一つ考えた上で決めていただくという必要があるかと、議論をする必要があるかと思っておりますので、一遍方向付けができたところ蒸し返すようですみません、ご検討願います。

議長（荻野正直君）

今のご意見は、先ほど、6町村の町村名は残した形で決めていきたいと思いますということでございましたが、それがあるとかえって邪魔になるのではないかと、こういうふうには受け止めてよろしゅうございますか。

委員（飯田章雄君）

区の名前は残るわけですから、歴史的なものは、どちらかという、現在の町村名は歴史的なものがあるところもありますし、それほどないところもあるかと、こう思いますので、区名が残ることが第一条件ではないかと、こう考えました。意見です。

議長（荻野正直君）

ありがとうございます。

先ほど、そういう方向にいきましたけども、今のご意見に同調するご意見がありましたらいただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

大変このへんは重要なことですので、先ほどご意見がありましたように、一人ずつよくしっかり意見を聞いてから決めろということですので、これに同調する方がございましたらご意見をいただければと思います。

(な し)

それでは、先ほどの決定のような方向でさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

どうぞ。

委員（山崎光世君）

わりと事務的というか、今のことは大事なことで、協定項目の16番目にこの問題があるわけです。だから、この部分はここで決めてしまっているのかという疑問が1つ。その権限をもっているというか、任務にあるそれぞれの会合を無視して、ここで先に決めてしまっているのかという感じがしますので、そこは事務局へ聞きたいです。

もう1つ、公募型の場合、どういう形でやっても、先ほどお話が出てきたように、ホームページというかインターネットを使うということであれば、ぜひそれぞれの町村に任せないで、合併協議会のほうで、そのページは作っていただいて、それぞれの町村のホームページからリンクできると、要するに春日居のホームページを見ていただいても、応募したい人が応募のページをクリックすれば、合併協議会のページへ飛ぶというような格好にさせていただくと、中身の差異が出てこない、違いが出てこない。同じものを使えるということですから、ぜひ応募のページだけは合併協議会のほうでお願いしたい。それについても事務局からの意見を聞きたいと思っております。

事務局次長（宮島茂君）

2点あるかと思います。

1点目は、町名、字名の取り扱いで、実は、これは協定項目16にありますので、そこで決めていただきたいと思っております。そうはいつでも、6首長の調整会議では、残したほうがいいのかと、そういう意見集約ができておりますよという、お知らせをただけでございます。

あと1点のホームページですが、町村から合併協議会へも飛んでこられるし、合併協議会から町村のほうへも飛んでこられるし、そのへんの設定になっているし、合併協議会として、そのへんの応募のホームページなんかもつくっていきたい、それも可能でございます。

議長（荻野正直君）

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

委員（相澤正子君）

全国から募るか、この地域だけですかということですが、この地域だけで本当にみんなで、こういうふうな町にしたいと思ってすればいいわけですが、私、一つ例といいますが、私は高根の生まれなんです、高根町が全国から募ったのです。そうしましたら、東京都の方が高根町と、その名前を使ったわけですけども、案外そこで暮らしている人たちは気がつかない、やはり端から見て、「ああ高根町なんだここは」という、そういういい名前を付けてもらった名というところがあるんです。だから、端から見て案外この地域を評価するというか自分たちは、ここにいた者には分からないような名前をいただくということもあるんですね。だから、本当は新田さんのことは全部賛

成なんです、この点はやはり全体からも案外いい名前が出てくるかなと、そう思います。

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでしょうか。

委員（山本富貴君）

何回も発言して申し訳ないですが、例えば、私の日川高校の同窓会にしても400人のうち山梨に住んでいるのは100人くらい、あとの300人は外に出ています。そうした人たちも、「俺が生れた町はどういう名前になったか」ということは、非常に関心を持っているんです。ですから、公募という以上は全国区でやってほしいと思います。

議長（荻野正直君）

ありがとうございます。

委員（新田治江君）

私も何回も言わせていただいてすみません。

やはり、先ほどはちょっと気持ちが小さかったかもしれません。気持ちが小さかったというのは、やはり地域の人に合併ということが、自分たちの楽しみとして持ってもらいたいなという意識が強かったため、それが前面に出まして、ちょっと気持ちの小さな意見を言ってすみませんでした。

議長（荻野正直君）

どうもありがとうございます。

意見がつかないと思いますが、先ほどから出ておりますように、私先ほど小委員会という名前を使いましたが、正式には調整会議だそうです。そちらのほうで詳細を協議し、そしてまたこの協議会のほうにご提示申し上げるということで、お任せをいただければと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、次に協議事項の第3号に移ります。

新市の事務所の位置について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（宮島茂君）

新市の事務所の位置についてでございます。

12ページ、協議第3号でございます。

具体的には、13ページになりますが、いろいろ書いてありますけれど、調整の方針としまして、新市の事務所の位置は、地域住民の利便性、交通事情、及び官公署との関係等を考慮しつつ、各町村の生活区域及び庁舎立地条件等を勘案した候補地とする。ただし、現行の行政サービスの提供を維持するため、支所または出張所の設置を検討する。

下のほうに、参考としまして、石和町から始まって御坂町、一宮町、各町村の現在の役場の位置、面積等が書いてございます。

留意事項になりますが、基本的には、新市の発足までに事務所の位置を決定しておく必要がある。それを協定項目に入れなければならない、そのへんがでございます。

2番目ですが、想定される事務所の位置の決定方法としまして、当面、現有庁舎の一つを新市の事務所、つまり本所（市役所）としまして、その他の庁舎を支所とするが、これは暫定的な措置でございます。

そして、新市がスタートした後に新しい場所に新庁舎の建設を行う、こういうところかなと。

この文言の中には2つの問題があります。1つは、当面スタートするとき、今ある6つの役場のうちどれを本所とするか、そして残りの5つを支所とするか、それが1点。それでスタートしていきまして、何年か先に、新市がスタートした後に新しい場所に新しい庁舎を建設する。ではその

場所はどこなのと、そういうことだろうと思います。

めくっていただきまして、いろいろ書いてありますけれど、これはあとで読んでいただければいいと思います。

14ページですが、篠山市の例、及び南アルプス市の例があります。この例によりますと、当面どこかを一つの本所としましても、残る役場については支所として利用している。

南アルプス市のところをみて見ますと、新市の事務所の位置ですが、(2)番目、将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始する。言ってみれば、新市のスタート後へ送っているということでございます。

今日の資料はこれだけでございまして、場所の決定をするのには、例えば、6町の人口密度の分布はどうかとか、交通の事情はどうだとか、そういう資料については、今日はお示しをしません。

当面、スタートに当たりどの役場を市役所とするか、そのへんから、単純には決まらないかもしれませんが、意見を出してもらおう中で、決める方法についてもご審議をお願いしたい、そういうお願いでございます。

議長(荻野正直君)

ただいま、事務局より新市の事務所の場所をどこにするかという提案でございますが、本日ここで特にご協議いただきたいのは、仮事務所ということになりましょうか、その事務所の場所をどこにするか。本当は新市が発足して新しい庁舎を造る場所につきましても、今、事務局のほうから申し上げましたように、まだ具体的に資料等も用意してございませんから、これについては、こういう課題があるということで、この2つの問題の1つにつきましてもご理解をいただきたいと思ます。

したがって、1番の当面どこの町村役場を本所として行すべきかということについて、ご協議いただきたいと思ます。

いかがでございましょうか。

委員(原田徹君)

新市の仮の庁舎をどこに置くかということでございますが、やはり物理的な問題があると思うんです。能力的な問題がありますので、では真ん中であればいいとか、どこであればいいとは、なかなかないと思ます。ですから、ここでなかなかどの町村のどの場所をとすることは言いにくいのではないかと思うわけです。ただし、前提としまして、当然今度は7万人を超える市になるわけですから、いずれにいたしましても、現況の各町村の庁舎をそのまま新市の庁舎にするということは、だいぶ困難ではないかという気がしているわけです。

したがって、仮の話ですが、新しい庁舎を設けるとすれば、いわゆる当面の庁舎、暫定的なものですが、そこについてはそれを前提にしないということを条件にして、検討していただくということがいいのではないかと思ます。すぐにこの場所でというわけにいかないと思ますので、それぞれまた検討を町村でもしていただいたらどうかと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長(荻野正直君)

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今、ご提案いただきましたように、新市の仮の事務所であっても、それを新市の本庁舎としないということを前提にするという、今ご提案にもありましたように、庁舎内での物理的な問題という

のがいちばん優先されるのではないかと思いますけども、いかがでございましょう。

今、皆さん方にご提案してございます、新市の事務所の位置ということで、いちばん左側のその他のところに、事務所の位置については、集中的にうんぬんと、最後のほうに、総務・企画小委員会へ調査等を付託することも考えられると、示してございますけれども、先ほどのご意見を前提としますと、こういう方向がいいのではないかと思います、皆さんのご意見をいただければと思います。

どうぞ。

委員（相澤正子君）

ちょっとお伺いしたいのですが、そういう場合には、旧のそれぞれの役場とかそういうものを使わなくて、新たにという場合には、またどこかに新たに、本格的には造るのでしょうか、新たにどこかを造るということなのでしょうか。

例えば、合併した場合に財政的に非常に厳しいという意見が出ているわけですが、そういうことを踏まえた中で、この場合はどこの町へ持っていくとちょっとあれだという、そういう問題ではないと思うのです。トータルした財政の問題を考えた中で、考えていっていただきたいと思います。よろしく。

議長（荻野正直君）

事務局で説明をいたします。

事務局次長（宮島茂君）

当面決めてもらいたいことは、とにかくスタートするときに、本所の場所はここですと、支所はここですと、そのへんを明記しなければなりませんので、6つある役場のうちのどこを本所とするか。当然残りは支所になると思いますけれど、それをお決め願いたい。

2番目の、そうはいつでも、どの役場を見ても職員の数からいくと、合計でも840人くらいおりますので、当然分散型になります。そこらへんは総務分科会で組織の検討をしていますけども、将来的には、そうはいつでも新しい市役所の建設が必要なのかなと、それは財政と相談をしながらですけれど、それについてはまた、どの場所がという問題がありますよということです。

当面決めていただきたいことは、スタートするときに本所が決まっていなければ困りますから、本所の場所を決めてもらいたいということですのでけれども、それでよろしいでしょうか。

議長（荻野正直君）

今、ご意見にもありましたように、財政的な問題も考えながらやらなければならないということでございますけども、期日との兼ね合いでございまして、本来ならばたっぷり時間がありますれば、新市の場所を決めて、なおかつ建設が進んで、そして事務局がそこへ行けばいいわけですが、仮の事務所というような形になりまして、この仮の事務所につきましても、また後ほどいろんな角度でお話があると思いますが、例えば、コンピューターの位置であるとか、そういったものは最初からいろんな面積が必要になります。そういったことも含めまして、いちばん最後の事業所の位置につきましては、総務・企画の小委員会にゆだねたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

では、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、協議事項の第4でございまして、その他に移りたいと思います。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局はいかがででしょうか。

よろしいですか。

それでは、第4を終わりにして、次に報告事項に移らせていただきます。

事務局次長（宮島茂君）

報告事項ですが、別冊の綴りになってございます。黄色のシートでございます。

その頭に合併に関する協定項目一覧ということで、合併の方式の1から始まりまして66まで、今からこういうことが始まりますよというA4版が付いております。

これにつきましてですが、たまたま今回は地方税の取り扱いとか、分科会及び専門委員会、小委員会を経過してきたものが報告になっております。

今後、今回は報告ですが、この報告を受けまして、次回に協議ということになります。次回にも小委員会まで経過したものについては報告し、それについては次回に協議、つまり1カ月おきのローテーションで回っていくという、そういうことでございます。そこをご理解願いたいと思います。

それから、例えば、今回は協議項目8、地方税の取り扱いですが、地方税の取り扱いだけで、中身を見ていきますと、実は10枚ございます。下のページを見ていただきますと、総務・企画の8ということでページが打ってございますので、すみませんけど、今後これがどんどん厚くなっていくと思います、当然のことながら。そのときにページの管理を協定項目の番号でぜひ管理をしていただいて、これに綴り込んでいただきたいという、そこらへんのお願いをさせていただきます。

議長（荻野正直君）

ただいま、事務局より報告事項の進め方について説明をいたしました。

これについて何か皆様のご意見がございましたら。

よろしければ、報告第1号に移らせていただきます。

総務・企画小委員会の審議経過につきまして、小委員会の委員長さんであります、中村委員長さんよりご報告をお願いいたします。

総務・企画小委員会委員長（中村長年君）

総務・企画小委員会に所属しております中村でございます。

代表して私のほうからご報告申し上げます。

委員の人数は12名で構成されております。これまでに3回にわたりまして審議を行ったわけですが、実質的には1月30日と2月27日に行っております。

お手元に調整項目、調整内容、これを見ていただければよろしいかと思いますが、今日はあまり時間もないようですから、主なところだけ報告をさせていただきます。

具体的な内容につきましては、方向付けがされたものについては、そこにコメントとして書いてございますし、調整ができなかった、もう少し時間が必要だというのは継続審議というような形で載せてありますから、これらを参考にさせていただきたいと思います。

協定項目、先ほど8番と言いましたけれども、協定項目の8番の地方税の取り扱いについての項目と、それから、協定項目の17番目でございます慣行、(町村章、憲章等)の取り扱い、それから、19番目の行政連絡機構(行政区)の取り扱い、それから、21の交流事業の取り扱い、25の広聴広報の取り扱い、それから、前後しますが6の議会議員の定数及び任期の取り扱い、それから、66のその他の事務事業、この部分についての中身の主な部分だけご報告申し上げたいと思います。

まず、始めに地方税の取り扱いでございますが、住民税、法人税、固定資産税、軽自動車税などにつきましては、一応、これはほとんど地方税法の規定に基づいてやっております。したがって、町村間の格差はほとんどない、特に問題はない状況でありましたけれども、納税の納期等の部分で若干、町村間のばらつきが見受けられました。したがって、今後、納期の一本化、また法

人税率や都市計画税の取り扱いにつきましても、引き続き継続審議となっております。

それから、住民税の均等割の税率につきましては、合併しますと7万人を超えるということでありますから、人口5万人以上50万人未満の市、この中に該当するというところでございますから、これまでの町村の年額2千円という額から2,500円に、500円アップするというところで確認がされました。

それから、次の協定項目17の慣行(町村章、憲章等)の取り扱いでございますが、町村章、町村民憲章、町村の花・木・鳥、キャッチフレーズ、シンボルマーク、それぞれ町村に現在ございますが、これは新市において公募等の方法により、改めて定めていただくのがよろしいかと。それから愛唱歌につきましても、新市において調整する。そんなことが確認されてございます。

また、表彰の取り扱い、あるいは名誉町村民表彰、これは名誉市民ということになりますが、こういったことにつきましても、新市の中において条例、規則を定めて調整するということがいいでしょうということで、方向付けられてございます。

それから、協定項目の19でございます。行政連絡機構の取り扱い、自治会組織につきましては、現行どおり新市に移行するということが確認されてございます。また、新市移行後も行政区長の設置に関する条例、これは条例化をする必要があるわけでございますが、条例等を定めて行政連絡員制度を設けるとということが確認されてございます。なお、区長の任期、改選期等につきましては、町村間で若干のばらつきがありますので、これは統一に向けて努力する。これもなかなか区長さんの任期あるいは改選の時期、年度でいたり、暦年でいたりということでございますから、このへんは統一に向けて今後努力をするという方向付けで確認がされております。

それから、区長の報酬、それから自治会の運営費の補助金等につきましては、合併時に積算根拠の一元化を図ることが検討されましたけども、やはり町村間に格差があるということで、意見集約には至りませんでした。したがって、これは引き続き調査をしまして今後ということで、継続審議となりました。

続きまして、協定項目21の交流事業の取り扱いでございますが、それぞれの町村で国際交流あるいは国内の交流、あるいは地域間交流というふうな事業が町村間で行われておりますが、これも合併後も継続していくこととして、見直しを検討しなければならない事業等を整理した中で、一応審議をいたしました。国内交流では、交流相手先も合併の協議中というようなところもあるようでございますから、これも相手方の情報を交換しながら、もうしばらく様子を見るということで継続審議となりました。

続きまして、協定項目25、広聴広報の取り扱いということでございますが、広報紙につきましては、それぞれ全町村がやっているわけでございますが、これも当然、新市において広報紙を発行していくということになるわけでございますが、発行回数につきましては、カレンダー方式の予定表を含んで、原則として月1回、発行していくということで確認されてございます。また、新市においてホームページ等も活用して広報情報を掲載していくということや、Eメールなどあらゆる方法で広聴に努めていくことがよろしいではないかということで、確認がされました。

なお、一宮町で独自のCATVが展開されてございますが、これも新市に引き継いでいくということも確認されてございます。

次に、協定項目6番の議会議員の定数及び任期の取り扱い、この件につきましては、職員で構成する分科会、あるいは専門部会の意見では、議員の定数や任期・・・。

失礼しました。

このシートがまだお手元に渡していないということでございますが、たまたま3日の日に話が出ま

したから、資料は付けてございませんけれども、報告ということでお聞き取り願いたいと思います。

職員で構成する分科会、専門委員会では、議員の定数や任期、報酬等につきましては、なかなか協議をしかねるという部分がございますし、小委員会におきましても決定をしかねるという重要な事柄だと、いうふうなご意見が多くありました。したがって、各町村の議員さん方がどう考えているのかということも含めて、まず6町村の議長さんと議会事務局の局長さんで協議する機会をまず持っていただくと、そして、各町村の議会の意向等をお伺いした中で、その後に審議を行うということに方向付けがされてございます。これは資料がございませんけれども、一応口頭で報告いたします。

それから、協定項目66、その他の事業等の取り扱い、幾つもございますが、ほとんどが事務レベルでの調整で事足りるだろうというものが多くございますけれども、特にこの中で総務関係では、条例あるいは規則の取り扱い、それから選挙の投票区の投票所の取り扱い、こういったご意見が出ましたが、特に条例規則等については、今後統一したものをつくっていく、その作業を現在事務レベルでやっているようでございます。

それから、選挙投票区の投票所の総数、この方向につきましては、現在40カ所くらいあるようでございますが、現状の投票所数を超えないということで、今後調整をしていこうということで、これはもう少し検討をしていく必要があるかということでございますが、一応、方向付けは現在の投票所の総数を超えないということで、新市の中へ持ち込んでいこうということでございます。

それから、総合計画の問題につきましても審議をいたしましたけれども、お手元の資料の中に調整項目の中に書いてございますから、このへんはまた参照していただきたいと思っております。

以上、簡単でございますけれども、総務・企画小委員会の審議の状況についてご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

中村委員長さん、どうもありがとうございました。

今、報告しましたことにつきましては、次回の協議事項になるわけでございますが、でき得るならば皆様方、これをご研究いただきまして、そして、ご意見等ある場合は、できますれば、それぞれの町村の総務の担当窓口、あるいは合併事務局のほうにあらかじめ質問項目を出していただきますと、次回の会議がスムーズにいくのではないかと、かように思っておりますから、その点のご協力もいただければと思います。

何か全般的にございましたら、ご意見をいただければと思います。

どうぞ。

委員（祖父江正君）

議員さん方の任期・報酬等の問題につきましては、委員の皆さん方が大変お気を使っていたいただいた配慮があるのかなと、いうふうに思っておりますが、私はこういう大きな合併のことですから、各委員さんが自信を持って遠慮せずにお決めいただくことがいいと思います。

先ほどのお話で、議長・局長の会議でというお話もありましたけれども、私たちはこの合併に向けては、この中にもありますように、基本方針としては財政基盤をよくしていくんだと、こういうことですから、今の議員さんの人数からいきまして、当然こういうものは皆さんの良識の中で進めていかなければ、うまくいかないのではないかと考えております。

ちょっと考えてみただけでも、今の報酬を100人から合わせますと、あるいは、新しい市の人数からいきますと、そこに財政的な余裕が出てくると思います。こういうことは首長でありま

す、あるいは議員が自らこれを利していかなければうまく進まないのではないかと、こんなふう
に思っておりますので、遠慮せずに堂々と決めてほしい。任されれば当然、議員の皆さん方にもお話
しをするのですけれども、この場でぜひ堂々とお決めいただくことがいいのではないかと考えてお
ります。

議長（荻野正直君）

ありがとうございます。

中村委員長さん、いかがでございますでしょうか。

総務・企画小委員会委員長（中村長年君）

実は、12人のメンバーの中にも議員の代表の方がございます。そういう意見も出ました。専門
部会あるいは、その分科会ということの中できたとという部分も含めて、小委員会としても、なか
なこれ難しいところございまして、そうはいいまして、それぞれの議員さん方が、小委員会
で方向付けをして案を出せということであれば、また委員の皆様にお諮りいたします。

議長（荻野正直君）

ありがとうございました。

ただいまのご意見につきましては、ここにそれぞれの町村の議員さんもいらっしゃるものでは
から、一度、事務局会議を開くということでございますから、その中で今のようなご提案、またはそ
れぞれのご意見をいただければと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、報告事項第2号に移りたいと思います。

産業・経済・建設小委員会の審議経過につきまして、小委員会の委員長さんでございます荻野委
員長さん、ご報告をお願いいたします。

産業・経済・建設小委員会委員長（荻野勇夫君）

どうもご苦労さまでございます。

ただいま、紹介をいただきました産業・経済・建設小委員の荻野でございます。

簡単にご説明をさせていただきます。

私の委員会も12名で構成されております。

報告第2号といたしまして、産業・経済・建設小委員会のいままでの審議状況について、報告を
させていただきます。

産業・経済・建設小委員会では、1月29日それから2月21日、2回、いずれも石和町役場会
議室において開催いたしました。

協定項目につきまして、7番の農業委員の定数及び任期の取り扱い、協定項目27の農林業振興
の取り扱い、協定項目29の農業基盤整備事業の受益者負担金の取り扱い、協定項目34の道路・
河川・公園等の取り扱いについて審議をいたしました。

審議状況について報告をさせていただきます。

協定項目7、農業委員会の定数及び任期の取り扱いについて、農業委員の定数につきましては、
法定数の範囲内で確認されておりますが、農業委員の職務上、やはり地域性を考慮しなければなら
ない点から、小委員区制の採用について継続して審議を行ってまいりたいと思います。任期につきま
しては、在任特例法を適用した場合、10人から80人の中で、1年を超えない範囲内で在任する
ことができますが、この特例の採用については協議を行っております。また、農業委員の選挙の時
期につきましては、いままで東八代郡の選挙は7月の農繁期というふうな時期でもありましたが、
新しい市になりましたら、農閑期の設定をするよう、ただいま検討中でございます。

これら継続審議項目につきましては、6町村の農業委員の意見を伺いながら、検討を進めてまい
る予定でございます。

項目27、農林業振興の取り扱いについてでございますが、農政関係項目の中で金川水利組合の
受益者負担について、林務関係項目の中で森林組合の関係、恩賜林県有財産保護団体について、継
続審議中であります。これ以外の項目については、原案どおり確認をされております。

項目29、農業基盤整備事業の受益者負担金の取り扱いでございます。これにつきましては、原
案どおり確認をされております。

協定項目34、道路・河川・公園等の取り扱い、道路法に関する諸届けについて、道路の占用
の許可について、各町村とも道路法に基づいて許可・協議を行っておる。特に問題はないことを確
認されております。

土地改良道路等の管理について、土地改良事業で整備した道路については、継続的に管理をし
ていく。

道路維持管理について、道路の補修、パトロール、除草については民間に委託すること。

公園について、各町村の現状の公園は、引き続き維持管理をしていくことで確認をされました。
なお、詳細につきましては、調整内容シートを参考にさせていただきたいと思っております。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（荻野正直君）

荻野委員長さん、どうもありがとうございました。

何かトータル的にご質問がございますでしょうか。

どうぞ。

委員（宇佐美常春君）

これは質問ではございません。

私も部会の一員として、今、荻野会長がお話しをいたしましたように、一応、参加をさせてもらっ
ております。

ということでございまして、その中に農業委員の定数の問題が出てきております。これにつきま
しては大変、120何名から現実には38名ということになります。そういうことになると、
このへんは皆さんにぜひご理解をいただきたいと思っております。皆さんそれぞれ町村でご活躍の皆さん
だから、私がお説明をするまでもなくご承知だと思います。

私の村では16名の農業委員がございまして、13地域でそれぞれの農地を一応分担しておりま
す。その中には、例えば、「ここの田んぼはどこの田んぼだ」とか、「ここのナス畑はどこのナス畑」
か、「ここはどこのブドウ園」とか、そういう細かい把握をみんな農業委員はなさっております。

そういうことでございまして、これが38名になりますと、今日夕方からも、これが終わります
れば、会長会議で委員の定数の調整の会議もございまして、こんなことで5～6名になるかと思
います。

そんなことでちょっとここにございまして、私の考えは、それにつきまして協力員がぜひ必要で
はないかということ既に、何回も部会で提案をしております。

それから、全国的なものを申し上げますと、全国農業委員協力員、農政推進委員というのが、市
町村で187の市町村がございまして。

それから、協力員の人数でございますが1万3,358人、これは2000年の12月の調査で
ございますけど、これは全国農業会議で調べております。その中で凡例がございまして、農業委員
協力員の設置、事例でございますが、栃木県宇都宮市で、農業委員協力員ということでございまし

て、これは集落の手当が3,300円、それから農家1戸について1,050円。それから、浜松市の浜松の農業委員会は、農業調査員ということでございまして、これも補助員です。報酬として1人、1年に6万2千円。それから、岐阜県岐阜市で、これは農政推進委員でございますが、1年に2万5千円というような。私の部落では営農班長・補助員ということで、今、村長もおいでですから分かりますけど、手当を多少なりとも出しております。

そんなことで、今後の協議会でもぜひ、皆さんもそんなことをご理解をした上で、ぜひその協力員の設置にご協力をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（荻野正直君）

どうもありがとうございました。

荻野委員長さん、今の件をよろしく審議の中に入れていただきまして、ご検討をお願いしたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

（ な し ）

それでは、次に、報告事項の3号に移りたいと思います。

住民小委員会の審議経過につきまして、小委員会の土屋委員長さん、ご報告をお願いいたします。

住民小委員会委員長（土屋康海君）

報告第3号 住民小委員会の審議状況について報告させていただきます。

資料の42の1ページからで、資料の細部もございませぬけれども、審議した状況のみを報告させていただきます。

住民小委員会は1月22日に石和町商工会館において開催いたしました。

協定項目42 国民健康保険の取り扱いについて、それから協定項目44 介護保険の取り扱いについて、続いて、協定項目47 障害者福祉の取り扱いについて、協定項目48 社会福祉の取り扱いについて、協定項目49 保健衛生の取り扱いについて、それぞれ審議をいたしましたので報告をさせていただきます。

協定項目42 国民健康保険の取り扱いについてであります。被保険者数が約3万3千人ほどの国民健康保険の事業になるわけですが、税率および算定方式等については、町村のばらつきがありますので、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式にするのか、資産割を除いた3方式にするのかなどについて、引き続き継続して審議をしていくこととしております。

続きまして、協定項目44 介護保険の取り扱いでございます。資料は入っておりませんが、介護保険につきましては、平成12年度から始まった制度でありまして、今年で第1期事業運営期間、平成12年から14年度までの3年間が終了し、各町村ともここで第2期事業運営期間、平成15年度から17年度までの事業計画の見直しと、保険料額の見直しを行っております。基本的には、サービス水準の向上と均一化、現行の保険料額には各町村の格差がありますが、一元化の方向で進めております。各町村の見直しの結果を見ながら、今後審議をしていくことといたしまして、引き続き継続審議をしていくこととしております。

続きまして、協定項目47 障害者福祉の取り扱いについてであります。障害者福祉の制度につきましては、国・県の制度に基づいているものが多く、町村間に若干の差異がありますが、サービスの向上と均一化を図る方向で調整をいたしました。なお、障害者の支援費制度につきましては、今年4月1日が施行日でありますので、合併を視野に入れ事務処理の統一を前提に対処することとしております。

続きまして、協定項目48 社会福祉の取り扱いについてであります。福祉事務所の設置や生活保護事務の状況などにつきまして審議をいたしました。現在、6町村とも県の福祉事務所の管轄地域となっておりますが、新市では社会福祉法の規定に基づきまして、福祉事務所を設置しなければなりません。したがって、生活保護、児童福祉、母子福祉、老人福祉、障害者福祉などの事務は、福祉事務所の所管となります。

続きまして、協定項目49 保健衛生の取り扱いについてであります。保健衛生につきましては、総務的事項について審議をいたしました。なお、6町村で現在行っております各種保健事業につきましては、分科会、専門部会等で調整中ですので、今後、出来上がったところで審議をすることといたしましたので、引き続き継続審議をすることとなりました。

なお、詳細につきましては、具体的な調整内容の欄をご参照いただきたいと思います。

以上、雑駁でありますけれども、報告第3号の住民小委員会の審議の状況について、報告を終わります。

議長（荻野正直君）

土屋委員長さん、どうもありがとうございました。

総体的にご質問がございますでしょうか。

（ な し ）

それでは、次に報告第4号に移りたいと思います。

教育小委員会の審議経過について、小委員会の委員長さんの中村委員長さん、ご報告をお願いいたします。

教育小委員会委員長（中村喜光君）

教育小委員会の中村でございます。

報告第4号 教育小委員会の審議状況についてご報告申し上げます。

教育小委員会は、1月24日と2月24日に、春日居町あぐり情報センターと境川村防災センターにおいて、それぞれ開催いたしました。

協定項目56の学校教育の取り扱い、および協定項目58の小中学校等の通学区域の取り扱いについて審議をいたしました。

審議の状況についてご報告いたします。

協定項目の56 学校教育の取り扱いでございますが、この中の第1、教育振興事業ですが、準要保護児童生徒の就学奨励援助費につきましては、給食費の給付内容等で調整中ですので、継続審議になっております。また、育英事業につきましては、春日居町に奨学資金制度がございますが、これを引き継ぐか、新たな奨学資金制度を創設するか調整中であり、これも継続審議となっております。その他の教育振興事業につきましては、原案どおり確認をされております。

次に、学校管理事業についてでございますが、教育環境の充実を図るため計画的な施設整備、学校管理体制を進めるという内容で、原案どおり確認されております。

また、学校人事の関係につきましては、やはり教育環境の充実、AET、各町単教員などの適正配置要領等の整備を行うという内容で、これも原案どおり確認されました。

次に、協定項目58でございますが、小中学校等の通学区域の取り扱いにつきましては、当面、弾力的な運用に努めることとし、区域の見直しにつきましては、教育環境の動向を踏まえながら検討するという内容で、原案どおり確認されました。なお、境川村の間門地区につきましては、長年の慣習として中道町に通学しておりますが、本人の意向を尊重し、合併後も中道町に通学できるよう、甲府市とも協議をしております。

詳細につきまして、各調整内容はシートに報告してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、ご報告にいたします。

議長（荻野正直君）

中村委員長さん、どうもありがとうございました。

何か総体的にお聞きしたいことがございますでしょうか。

どうぞ。

委員（小林嶺生君）

教育の56の1、修学旅行のところですが、一宮町は修学旅行費なし、なしというのは子どもさんがなしということですか。受け止め方でどちらでも取れるけど。ちょっとこっちから理解しますと、間違っているような気がするんですけど、一宮町は修学旅行は全額をやっていたわけですけど、今回から半額というか、予算的なものの半分を修学旅行へ回して、あとは全生徒が使うという金額になっているんです。なしというと、全然修学旅行費を負担していないように取れる。

議長（荻野正直君）

分かりました。

ちょっと事務局。

事務局員（雨宮寿男君）

ただいまの件ですけども、こちらについては準要保護の児童生徒の修学旅行費の援助ということで、その関係の援助はないという考え方で調査をいたしております。

それ以外の学校関係の補助制度については、また後日、別の資料で用意しております。その中には修学旅行費についても各町村、この準要保護児童以外の補助については、また調査しておりますので、そちらで提出いたします。

議長（荻野正直君）

解釈のほうはよろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声あり）

どうもありがとうございます。

ほかによろしいですか。

（ な し ）

それでは、その他に移りたいと思いますが、事務局から何かございますでしょうか。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、これもちまして本日の議事はすべて終了するわけでございますが、先ほどもお願いを申し上げましたように、本日も大変議長が不慣れでございまして、皆様にご迷惑をおかけして長時間かかったわけでございますが、各小委員会で協議している事項につきましては、非常に複雑多岐、ボリュームがあるものでございますから、先ほど申し上げましたように、皆様方より先にご質問いただくというような方向で、ご協力いただければ幸いです。よろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。

司会（風間喜久雄君）

議長さん、どうもありがとうございました。

次に、次第の5でございます。

次回の協議会日程、これにつきましては事務局からご説明させていただきます。

事務局次長（宮島茂君）

次回の協議会の日程でございますが、提案をさせていただきます。

今日3月3日でございます。ちょうど1カ月先ということで、4月3日の1時半からということ
でいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、1カ月先でございますが、4月3日ということで予定表に記入をよろしくお願
いいたします。

場所はこの場所、スコレーセンターで1時半からということで、よろしくお願
いいたします。

それから、先ほどスケジュールの中で、将来構想をつくっていくだと、それについては山梨
総研、また県市町村課、および私どもが今それをやっています。それが3月中旬くらいに報告書と
して上がってくると言いましたけれど、次回の4月3日の協議会には、それについて説明が
できると
思います。

司会（風間喜久雄君）

それでは、協議事項あるいは報告事項などの以外のことでその他、何か委員さんの中
からござ
いましたらお願いいたします。

（ な し ）

ないようでございます。

事務局のほうは、

（「ございません」の声あり）

それでは、以上で協議会を閉じさせていただきたいと思
います。

最初と同じように相互にあいさつを交わしたいと思いますので、ご起立をいた
だきたいと存じ
ま
す。

相互に礼。

ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 3時40分

第3回 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会 出席者

平成15年3月3日

【石和町】

荻野正直
志村勢喜
上野稔
島田修
古屋隆雄
荻野勇夫
土屋康海
山下浩樹
風間雅子
嶋田正雄

【御坂町】

小澤栄眞
矢野一則
永野一彦
原田徹
落合輝政
岡美枝子
渡邊昂

【一宮町】

小宮山文明
雨宮良孝
小林嶺生
竹下光広
飯島忠資
岡保和
石川英雄
樋口龍八
古屋伸吾
水野孝子

【八代町】

古屋貞次
祖父江正
梶原正季
中村春樹
風間幸
前島弘子
相澤正子
小越寿々務
風間好美
矢田豊夫

【境川村】

角田義一
小澤恒夫
龍澤敦
中村長年
宮川一英
宇佐美常春
大久保一吉
岡梅子
高野正貴
新田治江

【春日居町】

金井豊明
山本富貴
山崎光世
生原英喜
佐藤泰雄
飯田章雄
今澤龍男
中村喜光
茂手木貴子
奥原孝季